

永森記念グラウンド利用規約

第1条 本規約は、当施設の利用にあたり、一般社団法人富山市サッカー協会（以下、「富山市サッカー協会」という）と利用者との間に適用します。

第2条 当施設は、株式会社カタールレ富山（以下、「施設管理者」という）が富山市サッカー協会から業務委託を受け、運営・管理を行います。

第3条 利用申込みは、施設管理者を通じて以下のとおり行うこととします。

- (1) **満20歳以上の大人**の方が、利用責任者としてお申込みください。
- (2) **利用月の前月1日を申込開始日**とし、利用責任者は施設管理者に「利用申込書」をメールで提出して下さい。（E-Mail：kt-academy@kataller.co.jp）
なお、利用時間帯が重複した場合は抽選とします。
- (3) **申込開始日以降のグラウンド空き利用は、先着順で受付**けますので、「利用申込書」をメールで提出してください。

第4条 営業時間は **8:00~21:00 まで**とし、**1時間単位で貸出**します。なお、利用時間は準備・後片づけ、入れ替えの時間も含まれます。

第5条 利用料金(1時間あたり)は下表の金額を適用し、夜間照明を使用した場合は、別途、ナイター料金(1時間あたり)を請求します。

利用料金表(消費税抜き) [円/時間]

	時間	1面	1/2面
平日	8:00-17:00	4,000 (3,000)	3,000 (2,000)
	17:00-21:00	5,000 (4,000)	3,500 (2,500)
土日祝日	8:00-21:00	5,500 (5,500)	4,500 (4,500)
ナイター料金	-21:00	1,200 (1,200)	600 (600)

()高校生以下

第6条 利用料金の支払いは**後払い**とし、施設管理者からの請求にもとづき、期日までに**下記指定口座へ振込み**ください。なお、振込手数料は利用者負担とします。

北陸銀行 本店営業部（普通）6116710 一般社団法人 富山市サッカー協会

第7条 利用者は、当施設の利用にあたり以下の規則を順守してください。なお、規則を順守しない、他の利用者に迷惑がかかる行為を行った場合は、以後の利用をお断りする場合があります。

- (1) 指定エリア以外での**喫煙はご遠慮**ください。
- (2) ガソリン、油等の**危険物や酒類の持ち込みは固くお断り**いたします。
- (3) 持ち込まれた空き缶・瓶・ペットボトル等の**ゴミは各自でお持ち帰り**ください。
- (4) グラウンド内への**ペットの入場はお断り**いたします。
- (5) 利用者の責任において、**利用者全員がスポーツ傷害保険に加入**してください。
- (6) グラウンド内での**飲食(飴・ガムを含む)や喫煙は禁止**いたします。
- (7) グラウンド内は**水以外持ち込まない**でください。

- (8) グラウンド内では取替え式スパイクは使用できません。
- (9) 防球ネットに向かってボールを蹴ったり投げたりしないでください。
- (10) 指定エリア以外でのボールの使用はご遠慮ください。
- (11) 施設の備品を使用される場合は施設管理者にお問い合わせください。なお、使用後は必ず元の位置に返却ください。
- (11) 衣服やスパイク等に付着した土や異物を落としてから当施設に入場してください。
- (12) 人工芝の充填材を掘り起こしたりしないでください。
- (13) 近隣のご迷惑となりますので、違法駐車および鳴り物による応援は絶対にしないでください。なお、自転車・バイクは駐輪場に停めてください。
- (14) 許可を受けずに販売、広告類の配布、募金等の活動をする行為を禁止いたします。
- (15) 緊急・救急の場合は施設管理者にも連絡しなければならない。
- (16) 上記規則以外についても施設管理者の指示に従って利用しなければならない。

第8条 施設管理者が以下の事由により管理上支障があると判断した場合、利用を中止・中断できることとします。

- (1) 悪天候(雷・大雨・大雪など)により施設利用が危険な場合
- (2) 災害(地震・津波・河川氾濫など)で使用できない場合
- (3) その他利用できない重大な事由が発生した場合

第9条 キャンセル・変更は、利用予定日の7日前までにメールで申し込むものとし、以降の申し込みについては、利用料金を請求させていただきます。

また、連絡なくキャンセルした場合は、利用料金を請求するとともに、以後の利用申込みを断る場合があります。

第10条 利用者が故意または過失により施設および設備等を破損した場合、利用者の責任により原状回復および損害賠償を負うものとします。

第11条 利用者が当施設(駐車場含む)を利用中に生じた事故・傷害・トラブル(窃盗・盗難等)については、自己の責任において解決することとし、富山市サッカー協会および施設管理者は一切の責任を負いません。

第12条 忘れ物、落し物の保管期限は1か月とし、期限経過後、施設管理者の判断で処分できることとします。

第13条 個人情報の取扱いについては、施設管理者の責任において、当施設の管理・運営等に関する利用以外には、使用しません。

第14条 本規約は利用者の許可を得ることなく変更することができ、その効力はすべての利用者に及ぶものとします。

第15条 本規約は、2024年10月1日より施行します。